

べっし (別紙) しょうがいふくし ないよう つぎ 障害福祉サービスの内容は次のとおりです。

訪問系サービス ほうもんけい	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく にゅうよく はいせつ しょくじ かいご おこな 自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゅうしゃ つね かいご ひつよう ひと 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人 に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時にお ける移動支援などを総合的に います。
	どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ゆう ひと 視覚障害により移動に 著しい困難を有する人 の外出時において、同行し、移動に必要な情報を 提供するとともに、移動の援護、その他外出する 際の必要な援助を行います。
	こうどうえんご 行動援護	じこはんだんのうりよく せいげん ひと こうどう 自己判断能力が制限されている人が行動すると きに、危険を回避するために必要な支援、 外出援護を行います。
	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たか ひと きょたくかいご 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など 複数のサービスを包括的に います。
日中活動系サービス にちちゅうかつどうけい	せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はいせつ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、 食事の介護などを行うとともに、創作的活動ま たは生産活動の機会を提供します。
	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練 (機能訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活または社会生活ができるよ う、一定期間、身体機能の維持、向上のために 必要な訓練を行います。
	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活または社会生活ができるよ う、一定期間、生活能力の維持、向上のために 必要な支援、訓練を行います。
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょう しゅうろう きぼう ひと 一般企業などへの就労を希望する人に、 一定期間、就労に必要な知識および能力の 向上のために必要な訓練を行います。
	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (A型)	いっばんきぎょう しゅうろう こんなん ひと こよう 一般企業などでの就労が困難な人に、雇用して 就労の機会を提供するとともに、能力などの 向上のために必要な訓練を行います。

日中活動系サービス にっちゅうかつどうけい	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（Ｂ型）	いっばんきぎょう しゅうろう こんなん ひと しゅうろう 一般企業などでの就労が困難な人に、就労する きかい ていきょう のうりよく こうじょう 機会を提供するとともに、能力などの向上の ために必要な訓練を行います。
	しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	しょう しゃ そうだん つう せいかつめん かだい はあく 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握 し、生活リズム、体調の管理などに関する せいかつ たいちょう かんり かん 課題解決に向けて、指導・助言などの支援を行います。
	りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじかいご ひつよう ひと いりょうきかん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご かいご 機能訓練、療養上の管理、看護、介護および にちじょうせいかつ せ わ おこな 日常生活の世話をを行います。
	たんきにゆうしょ 短期入所 （ショートステイ）	じたく かいご ひと びょうき ばあい たんきかん 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、 やかん ふく しせつ にゅうよく はいせつ しょくじ かいご 夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護など おこな を行います。
居住系サービス きよじゆうけい	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	しょう しゃ しえんしせつ 障がい者の支援施設やグループホームなどから ひとりぐ きぼう ちてきしょう しゃ 一人暮らしを希望されている知的障がい者や せいしんしょう しゃ ていきてき ほうもん 精神障がい者について、定期的に訪問するなど しえん おこな の支援を行います。
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 （グループホーム）	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな 日常生活上の援助を行います。
	しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ はいせつ しょくじ 施設に入所する人に、夜間や休日、排泄、食事 かいご おこな の介護などを行います。
相談支援 そうだんしえん	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	とうりようけいかく そうだん さくせい サービス等利用計画についての相談および作成 などの支援が認められる場合に 障がい者・児の しえん みと ばあい しょう しゃ じ 自立した生活を支え、障がい者・児の抱える課題 じりつ せいかつ ささ しょう しゃ じ かか かだい の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネ かいけつ てきせつ りよう む ジメントによりきめ細かく支援を行います。

相談支援 そうだんしえん	ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんせつ にゅうしょ しょう しゃ 障害者支援施設などに入所している障がい者 またはせいしんかびょういん にゅういん せいしんしょう または精神科病院に入院している精神障がい 者その他の地域における生活に移行するために じゅうてんてき しえん ひつよう もの じゅうきょ 重点的な支援を必要とする者につき、住居の かくほ た ちいき せいかつ いこう 確保その他の地域における生活に移行するため の活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	きょたく たんしん せいかつ しょう しゃ 居宅において単身などで生活する障がい者につ き、じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう とくせい き、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に きいん しょう きんきゅう じたい そうだん た 起因して生じた緊急の事態などに相談その他 の必要な支援を行います。
障害児通所支援等 しょうがいじつうしよしえんどう	じどうはったつしえん 児童発達支援	しょう みしゅうがくじ たいしょう 障がいのある未就学児を対象にして、 にちじょうせいかつ ひつよう どうさ ちしき しどう 日常生活に必要な動作や知識を指導したり、 しゅうだんせいかつ ひつよう くんれん おこな 集団生活に必要な訓練を行います。
	いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	ふくし じどうはったつしえん あ 福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、 じょうし か し たいかん しょう じどう 上肢、下肢または体幹に障がいのある児童に ひつよう ちりょう おこな 必要とされる治療を行います。
	ほうかごとう 放課後等デイサービス	がっこうしゅうがくちゅう しょう じ たい ほうかご 学校就学中の障がい児に対して、放課後や なつやす ちょうききゅうかちゅう せいかつのうりよく 夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の こうじょう くんれん けいぞくてき ていきょう 向上のための訓練などを継続的に提供します。
	ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしよ げんざいりようちゅう しょう じ こんごりよう 保育所などを現在利用中の障がい児、今後利用 する予定の障がい児に対して、訪問により ほいくしよ しゅうだんせいかつ てきおう 保育所などにおける集団生活の適応のための せんもんてき しえん ていきょう ほいくしよ あんてい 専門的な支援を提供し、保育所などの安定した りよう そくしん 利用を促進します。
	きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうどしんしんしょう じ がいしゅつ 重度心身障がい児などであって外出すること が いちじる こんなん しょう じ たい きょたく が著しく困難な障がい児に対して、居宅を ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう 訪問し、日常生活における基本的な動作の指導 ちしきぎのう ふよ しえん おこな や知識技能の付与などの支援を行います。
	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょう じ しょうがいじつうしよしえん りよう まえ 障がい児が障害児通所支援を利用する前に しょうがいじしえんりようけいかくしよ さくせい つうしよしえんかいしご 障害児支援利用計画書を作成し、通所支援開始後 は、モニタリングなどの支援を行います。